

奈良県青少年の健全育成に関する条例の一部改正の概要

令和元年10月
青少年・社会活動推進課

1 改正の理由

コミュニティサイト、SNS等を通じ、騙されたり脅されたりして、自らの裸体等を撮影させられた上、メール等で送られるいわゆる「自画撮り被害」が全国的に増加しており、本県においても同様の被害が発生している。

青少年の自画撮り被害を未然に防止する観点から青少年に自画撮り画像を含む児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止し、併せて深夜外出の規制対象行為を拡大する等のため、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

(1) 「児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止」規定の新設（第34条の2関係）

- ア 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めることを禁止する。
- イ アに違反して、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めた者であって、次のいずれかに該当するものは、30万円以下の罰金に処することとする。
 - (ア) 当該青少年に拒まれたにもかかわらず、当該提供を行うように求めた者
 - (イ) 当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は当該青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の申込み若しくは約束をする方法により、当該提供を行うように求めた者

(2) 「深夜外出の制限」規定の改正（第32条関係）

- ア 保護者の委託を受け、又はその同意を得る等正当な理由がある場合のほかは、何人も、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならないに改める。
- イ アに違反した場合の罰則を「10万円以下の罰金又は科料」から「30万円以下の罰金」に引き上げる。

(3) 「入れ墨を施す行為等の禁止」規定の改正（第35条関係）

「(入れ墨を) 強要し」という規定を「(入れ墨を) 受けさせ」という表現に改める。

3 施行期日等

- (1) 令和2年4月1日から施行する。ただし、3の(1)のア及び(3)の規定については、公布の日から施行する。
- (2) 所要の経過規定を置く。